

平成30年度 第4回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会会議録

(大規模修繕及びグループホーム創設 審査)

- 開催日時 平成31年2月24日(日) 13時00分～16時30分
- 会場 堺市役所本館8階介護事業者課会議室
- 出席委員
  - 会長 (堺市生活福祉部長) 西川 明尚
  - 委員 (関西大学 人間健康学部 教授) 黒田 研二
  - 委員 (関西大学 人間健康学部 教授) 狭間 香代子
  - 委員 (桃山学院大学 社会学部 非常勤講師) 佐瀬 美恵子
  - 委員 (税理士) 中安 克志
  - 委員 (堺市長寿社会部長) 山本 甚郎
  - 委員 (堺市障害福祉部長) 森 浩二
- 事務局 (健康福祉総務課) 参事 高橋 悦子 他
- 事業課 (障害者支援課) 課長 眞鍋 昭生 他
- 案件名 (1) 大規模修繕(老朽化対策)に係る審査及び選定について  
(2) グループホーム創設に係る審査及び選定について

発言者	内 容
事務局	<p><b>開会</b></p> <p>平成30年度第4回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催します。</p> <p>本日の会議内容は、会議録として、発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめ、確認させていただきます。よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p><b>配布資料の確認</b></p>
事務局	<p><b>会長及び委員紹介</b></p>
事務局	<p><b>定足数報告</b></p>
事務局	<p><b>各委員に応募法人からの接触等の有無確認</b></p>
委員	<p>&lt;該当者なし&gt;</p>
事務局	<p><b>案件説明</b></p>
会長	<p><b>職務代理者の指名</b></p> <p>山本委員を職務代理者に指名します。</p>

事務局	<p><b>審査会趣旨及び目的と守秘義務についての説明</b></p>
会長	<p>それでは「大規模修繕（老朽化対策）」の審査方法及び審査基準について、事業課から説明をお願いします。</p>
事業課	<p><b>(1) 大規模修繕（老朽化対策）の審査方法及び審査基準の説明</b></p> <p>「大規模修繕」について、開所後概ね10年以上を経過して老朽化が進み、使用に耐えられなくなった施設や付帯設備に対して修繕等を実施するものです。</p> <p>審査基準についてご説明させていただきます。大項目として、Ⅰ～Ⅳまでの項目があります。大項目Ⅰが「法人等の運営の適格性」、Ⅱ「土地・建物、資金計画に関する事項」、Ⅲが「整備の必要性に関する事項」、Ⅳ「運営に関する事項」で、合計200点となっております。</p> <p>各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく事業概要に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、点数付けしていただきます。</p> <p>大規模修繕案件については、今回各委員に1件を選定していただきます。堺市から国庫協議に提出する案件は1件としていますが、応募法人が3件ですので、順位付けを行います。各委員は法人ごとに点数を記入します。ご記入が終わりましたら、事務局にて順位点をつけます。今回の審査案件は3件ですので、委員ごとに点数の高い案件の順に順位点3点、順位点2点、順位点1点を付与します。</p> <p>次に、全委員の順位点を合計します。この順位点の合計点数が高い法人の順に1位、2位、3位とします。1位のみを国庫協議案件として提出します。</p> <p>順位点と同点の場合は、各委員の点数の合計点を合算した点数、すなわち総合点で判断します。順位点、総合得点とも同点の場合は、審議のうえ、委員の多数決で決定します。</p> <p>ただし、各委員による点数が基準点100点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外とし、これを選定しないこととされており、これについては順位付けも行わないこととなっております。</p> <p>「大規模修繕」の審査基準についての説明は以上です。</p>
会長	<p>審査方法、審査基準の説明についてはよろしいでしょうか。なにか質問等がありますか。</p>
委員	<p>&lt;質問なし&gt;</p>

	<p><b>書類審査</b></p>
会長	<p>それでは、書類審査に入ります。 では、事業課から説明をお願いします。</p>
事業課	<p>大規模修繕案件3件（A法人、B法人、C法人）について説明 応募内容の概要説明。 ※応募書類により、「法人等の運営の適格性」、「土地・建物、資金計画に関する事項」、「整備の必要性に関する事項」、「運営に関する事項」の概要について説明。</p>
会長	<p>以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。</p>
委員	<p>&lt;質問なし&gt;</p>
会長	<p>それでは、大規模修繕の書類審査を終了します。 つづいて、「グループホーム創設」の審査方法及び審査基準について、事業課から説明をお願いします。</p>
事業課	<p><b>（2）グループホーム創設の審査方法及び審査基準の説明</b> 「障害者グループホーム創設」について、平成31年度の整備は、特に重度障害者等（強度行動障害のある方や医療的ケアを必要とする障害者）を受け入れるグループホームの整備を優先します。 審査基準についてご説明させていただきます。大項目として、Ⅰ～Ⅲまでの項目があります。大項目Ⅰが「法人等の運営の適格性」、Ⅱが「土地・建物、資金計画に関する事項」、Ⅲが「運営に関する事項」で、合計200点となっております。  各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく事業概要の書類審査と法人面接審査に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、点数付けさせていただきます。  グループホーム創設については、今回各委員に2件を選定させていただきます。 堺市から国庫協議に提出する案件は2件としていますが、応募法人が3件でするので、順位付けを行います。各委員は法人ごとに点数を記入します。ご記入が終わりましたら、事務局にて順位点をつけます。今回の審査案件は3件ですので、委員ごとに点数の高い案件の順に順位点3点、順位点2点、順位点1点を付与します。 次に、全委員の順位点を合計します。この順位点の合計点数が高い法人の順に1位、2位、3位とします。1位、2位を国庫協議案件として提出します。</p>

	<p>順位点が同点の場合は、各委員の点数の合計点を合算した点数、すなわち総合点で判断します。順位点、総合得点とも同点の場合は、審議のうえ、委員の多数決で決定します。</p> <p>ただし、各委員による点数が基準点100点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外とし、これを選定しないこととされており、これについては順位付けも行わないことになっております。</p> <p>「グループホーム創設」の審査基準についての説明は以上です。</p> <p>審査方法、審査基準の説明についてはよろしいでしょうか。なにか質問等がありますか。</p>
委員	<p>&lt;質問なし&gt;</p>
	<p><b>書類審査</b></p>
会長	<p>それでは、書類審査に入ります。</p> <p>では、事業課から説明をお願いします。</p>
事業課	<p>グループホーム創設案件3件（D法人、E法人、F法人）について説明応募内容の概要説明。</p> <p>※応募書類により、「法人等の運営の適格性」、「土地・建物、資金計画に関する事項」、「運営に関する事項」の概要について説明。</p>
会長	<p>以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。</p>
委員	<p>&lt;質問なし&gt;</p>
会長	<p>それでは、グループホーム創設の書類審査を終了します。</p>
	<p><b>面接審査</b></p>
会長	<p>つづきまして、面接審査を始めます。進行について、事業課から説明をお願いします。</p>
事業課	<p>面接審査の対象はグループホーム創設3法人です。出席者は各法人の代表者と施設長、またはそれに準ずる者の2名です。</p> <p>委員と法人による質疑応答とし、法人ごとに15分間です。</p>
会長	<p>では、面接審査を始めます。</p>

	<p><b>D法人入室</b> <b>D法人出席者紹介</b></p> <p><b>D法人面接審査</b></p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故や災害発生時の対応について確認</li> <li>(2) 職員の確保や育成について確認</li> <li>(3) 重度障害者等の受入れや処遇について確認</li> <li>(4) 短期入所を長期利用している方の受入れについて確認</li> <li>(5) 入居者の日中の過ごし方について確認</li> <li>(6) 部屋等の配置関係について確認</li> <li>(7) 財務状況について確認</li> </ul>
会長	<p>続いて、E法人の面接審査を行います。</p>
	<p><b>E法人入室</b> <b>E法人出席者紹介</b></p> <p><b>E法人面接審査</b></p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故や災害発生時の対応について確認</li> <li>(2) 職員の確保や育成について確認</li> <li>(3) 重度障害者等の受入れや処遇について確認</li> <li>(4) 短期入所を長期利用している方の受入れについて確認</li> <li>(5) 部屋等の配置関係について確認</li> <li>(6) 入居者の日中の過ごし方について確認</li> </ul>
会長	<p>続いて、F法人の面接審査を行います。</p>
	<p><b>F法人入室</b> <b>F法人出席者紹介</b></p> <p><b>F法人面接審査</b></p>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事故や災害発生時の対応について確認</li> <li>(2) 職員の確保や育成について確認</li> <li>(3) 重度障害者等の受入れや処遇について確認</li> <li>(4) 短期入所を長期利用している方の受入れについて確認</li> <li>(5) 部屋等の配置関係について確認</li> <li>(6) 立地条件について確認</li> </ul>

	<p>(7) 財務状況について確認  (8) 運営について確認</p>
会長	すべての法人の面接審査が終了しました。何か質問がありますか。
委員	<質問なし>
会長	採点をお願いします。
	<採点>
会長	採点表を回収し、集計に入ります。
	<回収・集計>
会長	<p>それでは、集計ができましたので結果を発表いたします。  まずは大規模修繕から発表いたします。</p> <p>第1位 B法人 順位点18点  第2位 A法人 順位点12点  第3位 C法人 順位点 6点</p>
会長	<p>各委員による点数が基準点100点に満たないものが委員の過半数に達した  選定対象外の案件はありませんでした。</p> <p>国庫協議に市から提出する案件は1件であるため、当審査会として選定する  のは1位の社会福祉法人堺あすなろ会とします。</p> <p>この結果を、堺市長に報告させていただきます。異議はございませんでし  ょうか。</p>
委員	<異議なし>
会長	<p>続きましてグループホーム創設の結果を発表いたします。</p> <p>第1位 E法人 順位点17点  第2位 D法人 順位点13点  第3位 F法人 順位点 6点</p>
会長	各委員による点数が基準点100点に満たないものが委員の過半数に達した

	<p>選定対象外の案件はありませんでした。</p> <p>国庫協議に市から提出する案件は2件であるため、当審査会として選定するのは1位の社会福祉法人コスモスと2位の社会福祉法人こころの窓とします。</p> <p>この結果を、堺市長に報告させていただきます。異議はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
会長	<p>本日の案件は全て終了しました。以上で閉会とします。</p>
	<p><b>閉会</b></p>